

浜松地区表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区（以下、地区という）地区規約第6章地区名誉会議2）の規定に基づき、地区内の表彰について規程する。

(贈呈の区分と種類)

第2条 賞状の贈呈の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地区特別感謝状
- (2) 地区感謝状

(授与の区分と種類)

第3条 賞状及び記念品の種類は、次のとおりとする。

- (1) スカウトに対するもの
 - ア) ウルトラビーバー（ビーバースカウト部門）
 - イ) スーパーカブ（カブスカウト部門）
 - ウ) 菊スカウト（ボーイスカウト部門）
 - エ) 富士スカウト（ベンチャースカウト部門）
- (2) 成人指導者に対するもの
 - ア) 地区特別表彰
 - イ) 地区表彰
- (3) 隊・団に対するもの
 - ア) クォリティー・ユニット・アワード

(感謝)

第4条 地区が行う感謝のための賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。

- (1) 地区特別感謝状
地区内におけるスカウト運動のために、特別尽力された個人、団体、法人等に対し地区として特別に感謝するもの。
- (2) 地区感謝状
地区内におけるスカウト運動のために、特別尽力された個人、団体、法人等に対し地区として感謝するもの。

(表彰)

第5条 地区が行う表彰の授与基準は、次のとおりとする。

- (1) スカウトに対するもの
 - ア) ウルトラビーバー
小枝章を7本以上取得したビーバースカウト
 - イ) スーパーカブ
チャレンジ章を全課目修得したカブスカウト
 - ウ) 菊スカウト

菊章を取得したボーイスカウト
エ) 富士スカウト
富士章を取得したベンチャースカウト

(2) 成人指導者に対するもの

ア) 地区特別表彰

永年にわたり地区内のスカウト運動に対し功績顕著な成人指導者

イ) 地区表彰

多年にわたり地区内のスカウト運動に対し功労があった成人指導者

(3) 隊・団に対するもの

ア) クォリティー・ユニット・アワード

別に定める基準を満たした隊および団

(感謝及び表彰の申請及び審議手続き)

第6条 この規程の第4条及び第5条に定める地区の感謝及び表彰に関する申請及び審議手続きは、次のとおりとする。

(1) 地区構成団は、地区へ申請する

(2) 贈呈又は授与の決定は第1号の申請について、地区名誉会議での議決の結果又は地区名誉会議の発議によるものとする

(地区の贈呈者及び授与者)

第7条 この規定に基づいて地区が行う感謝及び表彰の贈呈者および授与者は、地区協議会長とする

(改廃)

第8条 この規程の改廃は次による

(1) 地区委員会は、第1条から第3条までの各条文を改廃することができる

(2) 地区名誉会議は、第4条から第8条までの各条文を改廃することができる